

北海道選挙管理委員会告示第10号

令和3年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年3月3日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	90,109
3分の1の数	663,179

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	69,578	根室市	7,165
札幌市北区	80,641	千歳市	27,324
札幌市東区	74,640	滝川市	11,431
札幌市白石区	61,839	登別市	13,574
札幌市厚別区	36,570	恵庭市	19,655
札幌市豊平区	64,922	伊達市	9,656
札幌市清田区	31,494	北広島市	16,559
札幌市南区	39,441	北斗市	12,833
札幌市西区	62,374	空知地域	48,856
札幌市手稲区	40,143	石狩地域	21,911
函館市	73,635	後志地域	25,071
小樽市	33,299	胆振地域	14,882
旭川市	95,505	日高地域	18,278
室蘭市	23,818	渡島地域	25,000
釧路市	48,012	檜山地域	10,169
帯広市	47,271	上川地域	36,188
北見市	33,329	留萌地域	12,742
岩見沢市	23,099	宗谷地域	8,141
網走市	9,915	オホーツク東地域	16,653
苫小牧市	48,071	オホーツク西地域	18,827
稚内市	9,468	十勝地域	47,781
江別市	34,197	釧路地域	16,796
名寄市	7,805	根室地域	13,269

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,421
	3分の1の数	123,676
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,765
	3分の1の数	156,374
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,818
	3分の1の数	156,813
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,724
	3分の1の数	78,722